

平成 21 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 USEN
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宇 野 康 秀
(コード番号: 4842 ヘラクレス)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 紺 屋 勝 成
電 話 番 号 (03 6823 7015)

普通株式の希薄化が生じない「社債型」優先株式の第三者割当による発行について

当社は、平成21年2月12日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当により当社第1種優先株式（以下「本優先株式」といいます）の発行を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 第三者割当により発行される本優先株式の募集の目的

(1) 資本調達の主な目的

本優先株式の発行により連結自己資本の強化を図ることで、財務基盤の安定化並びに金融機関との安定的な取引の継続を目指すものであります。

(2) 本優先株式の商品性について

本優先株式は第三者割当の方法により発行されるものです。本優先株式には、普通株式を対価とする取得条項又は取得請求権が付与されない、いわゆる「社債型」優先株式であり、普通株式の増加による希薄化は生じません。

本優先株式には償還期限がありませんが、平成26年3月1日以降、株主の判断により当社に対して取得を請求できる権利が付与されております。また、平成24年3月1日以降、当社の判断により金銭を対価として取得できる条項が付与されております。

詳細は（別添）発行要項をご参照ください。

(3) 本優先株式による資本調達を行う理由

当社は本資本調達に際して多様な調達手段を検討した結果、以下の理由を総合的に勘案し、本優先株式の発行による資本調達が現時点における最良の手法であると判断しました。

普通株式の増加による希薄化が生じない「社債型」優先株式であること

本優先株式は、定款授權の範囲内で機動的に発行可能であること

これまでの発行事例等を踏まえ、配当率等が「社債型」優先株式として妥当な条件であると判断したこと

2. 調達する資金の額及び用途

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	5,000,000,000 円
発行諸費用の概算額	70,000,000 円
差引手取概算額	4,930,000,000 円

(2) 調達する資金の具体的な用途

本優先株式発行による調達資金は手元流動性の確保及び運転資金への充当を目的としております。

(3) 調達する資金の支出予定時期

本優先株式の発行は手元流動性の確保及び運転資金への充当を目的としているため、具体的な支出時期は現時点では未定です。

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式の発行は、当社の連結自己資本を増強させることで財務体質の強化を図り、金融機関との安定した取引の継続を図るとともに、経営基盤をより強固にすることを目的としております。これにより、より一層の企業価値の向上が図れるものと考えており、本資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	平成18年8月期	平成19年8月期	平成20年8月期
売上高（百万円）	182,009	301,238	281,577
営業利益（百万円）	3,530	15,923	12,428
経常利益（百万円）	3,640	8,625	6,335
当期純利益（百万円）	8,889	3,087	53,908
1株あたり当期純利益（円）	115.48	26.26	394.08
1株あたり配当金（円）	10	5	0
1株あたり純資産（円）	497.09	661.28	264.46

(2) 現時点における発行済株式数及び滞在株式数の状況（平成21年2月11日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	187,668,381株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	65,719株	0.0%

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成18年8月期	平成19年8月期	平成20年8月期
始値	3,000円	1,015円	759円
高値	3,820円	1,450円	1,192円
安値	920円	744円	295円
終値	1,019円	755円	298円

最近6ヶ月の状況

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
始値	330円	298円	186円	133円	128円	114円
高値	338円	298円	187円	158円	128円	154円
安値	295円	155円	100円	114円	106円	104円
終値	298円	166円	133円	127円	111円	105円

発行決議前営業日における株価

	平成 21 年 2 月 10 日現在
始 値	101 円
高 値	102 円
安 値	100 円
終 値	101 円

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・ 第三者割当増資（第1種優先株式）

発 行 期 日	平成 21 年 2 月 27 日
調 達 資 金 の 額	最大 5,000,000,000 円を予定
募集時における発行済株式数	普通株式：187,668,381 株（平成 21 年 2 月 12 日現在）
当該増資による発行株式数	第1種優先株式 1,000 株
募集後における発行済株式総数	普通株式 187,668,381 株 第1種優先株式 最大 1,000 株
割 当 先	株式会社光通信 500 株 その他取引先や業務提携先を中心に複数社に割当てを行う予定です

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額 (百万円)	増資後資本金 (百万円)	増資後資本準備金 (百万円)
平成 18 年 8 月 8 日	30,120	50,906	24,060
平成 19 年 5 月 11 日	25,000	63,406	37,186

4. 大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成 20 年 12 月 31 日現在）	募集後
宇野 康秀	32.43%
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ツー合同会社	13.08%
鎌田 和彦	1.69%
株式会社インテリジェンス	1.46%
バンク オブ ニューヨーク ゼーシーエム クライアント アカウント ジェイビーアールデイアイエスジー エフイーエイシー 常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行	1.41%
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー-505025 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室	1.21%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.17%
ノーザン トラスト カンパニー（エイブイエフシー）サブ アカウント アメリカン クライアント 常任代理人 香港上海銀行東京支店	0.81%
USEN 従業員持株会	0.80%
依田 巽	0.79%
	同左

5. 業績への見通し

業績への影響はありませんが、本優先株式発行により、連結自己資本及び財務体質の強化を図ることができると考えており、金融機関との安定的な取引を継続することで経営基盤の強化につながる

見込みです。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の妥当性

本優先株式の発行価額につきましては、当社の業績・資産内容・事業収益性・資本構成・本優先株式の内容を総合的に判断の上、決定いたしました。

(2) 種類株式発行の妥当性

本優先株式は普通株式を対価とする取得条項又は取得請求権が付与されない「社債型」優先株式であり、普通株式の増加による希薄化が生じないことから、今回の本優先株式の発行を選択いたしました。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

株式会社光通信 500株

その他は現時点では未定ですが、取引先や提携先を中心に割当を行う予定です。

会 社 名	株式会社光通信	
本 店 所 在 地	東京都豊島区南池袋一丁目 16 - 15	
代 表 者	代表取締役会長 重田 康光 代表取締役社長 玉村 剛史	
資 本 金 の 額	54,168 百万円 (平成 20 年 3 月末現在)	
事 業 の 内 容	中小企業向け事務機器・通信回線販売事業	
大 株 主 及 び 持 株 比 率	有限会社光パワー26.72%、重田康光 24.61%	
当 社 と の 係 関	出 資 関 係	該当事項はありません
	取 引 関 係	販売提携を行っております
	人 的 関 係	該当事項はありません

(2) 割当先を選定した理由

割当先である株式会社光通信は、ディストリビューター企業として、OA 機器、携帯電話、保険等の販売網を有しております。一方、当社は「Media Contents Company」ビジョンのもと、音楽放送サービス、ブロードバンドサービス、カラオケサービス、映像・コンテンツサービス、人材サービスをコアビジネスと位置づけ、今期は「堅実経営」のもと事業の選択と集中を進めております。今回両社が相互の商品を相互の顧客に販売することで収益の拡大、営業効率の向上等が期待できることから、株式会社光通信に対して本優先株式を発行することにいたしました。尚、株式会社光通信との基本合意に関しては本日開示の「株式会社光通信との資本・業務提携及び合併会社設立に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当社の取引先、提携先にて本優先株式引受の検討を頂いております。割当先、割当金額が決まり次第、今後速やかに開示いたします。

(3) 割当先の保有方針

当社と割当先との間において、本優先株式の継続保有に関する特段の取決めはございません。

8. 本優先株式発行の日程

現時点で予定しているスケジュールは以下のとおりであります。

本優先株式に関する臨時報告書提出	平成 21 年 2 月 12 日
本優先株式の申込期間	平成 21 年 2 月 12 日から平成 21 年 2 月 26 日
払込期日	平成 21 年 2 月 27 日

以上

(別添) 株式会社USEN 第1種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類
第1種優先株式
2. 募集株式の数
1,000株
3. 払込金額
1株につき金5,000,000円
4. 払込金額の総額
5,000,000,000円
5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額 金2,500,000,000円(1株につき金2,500,000円)
増加する資本準備金の額 金2,500,000,000円(1株につき金2,500,000円)
6. 申込期間
平成21年2月12日から平成21年2月26日
7. 払込期日
平成21年2月27日
8. 募集方法
第三者割当て
9. 優先配当金
 - (1) 当社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき、5,000,000円に年8.5%を乗じた額(ただし、当該事業年度において次項に定める優先中間配当金の支払いを行ったときは、その額を控除した額とする。)の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭及び第1種優先中間配当金をあわせて「第1種優先配当金」という。)を行う。但し、平成21年8月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とする第1種優先配当金の額は、第1種優先株式1株につき、5,000,000円に年8.5%を乗じた額に、平成21年2月27日(同日を含む。)から平成21年8月31日(同日を含む。)までの日数を乗じ、365で除して算出した額(1円未満を切り上げる。)とする。
 - (2) 当社は、中間配当を行うときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、5,000,000円に年4.25%を乗じた額を金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を「第1種優先中間配当金」という。)を行う。
 - (3) ある事業年度において、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その第1種優先株式1株あたりの不足額(以下「累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。累積未払配当

金については、前2項に定める剰余金の配当に先立ち、第1種優先株式1株につき累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。

- (4) 第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が会社法第758条第8号口、第760条第7号口、第763条第12号口又は第765条第1項第8号口に定める剰余金の配当を行う場合については、この限りでない。

10. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先株式登録質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、5,000,000円及び累積未払配当金の合計額を支払う。
- (2) 第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

11. 議決権

第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 種類株主総会の決議

- (1) 当社が、会社法第322条第1項第1号に基づき第1種優先株式にかかる種類株主総会決議を得ることが必要な行為をする場合には、第1種優先株式にかかる種類株主総会において会社法第324条第2項に定める決議を得なければならない。
- (2) 第1種優先株式については、前項に定める場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。

13. 取得請求権

- (1) 第1種優先株主は、平成26年3月1日以降、当社が当該第1種優先株主の有する第1種優先株式の全部又は一部を取得することと引き換えに発行会社に対し1株につき5,000,000円に、累積未払配当金、及び5,000,000円に年8.5%を乗じた額に取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ、365で除して算出した額(1円未満を切り上げる。)(但し、当該事業年度において第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。)を加算した額の金銭の交付を請求することができる。

- (2) 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店

- (3) 取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書が上記(2)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

14. 取得条項

当社は、平成24年3月1日以降で取締役会が別に定める日に、1株につき5,000,000円に、累積未払配当金、及び5,000,000円に年8.5%を乗じた額に取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ、365で除して算出した額(1円未満を切り上げる。)(但し、当該事業年度において第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。)を加算した額の金銭の交付引き換えに、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができ

る。なお、一部を取得するときは、抽選又は按分比例の方法によりこれを行う。

15. 株式の併合、分割又は無償割当て等

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- (2) 当社は、第1種優先株主に対して、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

以上